

建設工事の実施にあたっては 『分別』と『リサイクル』 が必要です。

「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」等のご案内



解体等工事の元請業者等は、石綿に関する事前調査の実施及び調査結果の県等への報告が必要です。

1

建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられています

特定建設資材^{*1}を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事（対象建設工事^{*2}）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。

なお、指定建設資材廃棄物^{*3}については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

※1 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下のとおりです。

①コンクリート	②コンクリート及び鉄から成る建設資材	③木材	④アスファルト・コンクリート
---------	--------------------	-----	----------------

※2 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500 万円

注1) 解体工事とは建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさします。

注2) 建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準にあてはまる場合について対象建設工事となります。また建築物の改築工事は、解体工事+新築（増築）工事となります。

注3) 請負代金の額には消費税を含みます。
 なお、建設工事を自主施工者等が施工する場合の規模の基準（請負代金の額）は、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額となります。また、契約形態の如何を問わず、請負契約ではなく委託契約等で工事を発注する場合も同様です。

語句の意味

- 新 築……新たに建築物を建てること
- 増 築……同一敷地内において、既存建築物の床面積を増加させること
- 改 築……建築物の全部又は一部を除去するか、災害等により失われた場合に、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異ならない建築物を建てること
- 修 繕……同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業
- 模様替……建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業
 （修繕、模様替は、建築物の床面積が増減することはない。）

※3 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの（建設発生木材）を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減（焼却等）を行ってもよいこととしています。

2

対象建設工事の発注者は事前の届出が必要です

届出書の提出期限

対象建設工事※²の発注者は分別解体等の計画等を工事に着手する日の**7日前まで**に千葉県知事（一部の市長）に届け出ることが義務付けられています。

例：4月1日に対象建設工事を着手する場合→届出書の提出は3月25日まで

3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1
10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
			届出書の提出期限			届出できません				着手日

届出書を提出する窓口

対象建設工事の施工場所（市町村）、及び工事の種類により窓口は異なります。

4～5 ページ又は千葉県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/todoke.html>

届出書の提出部数

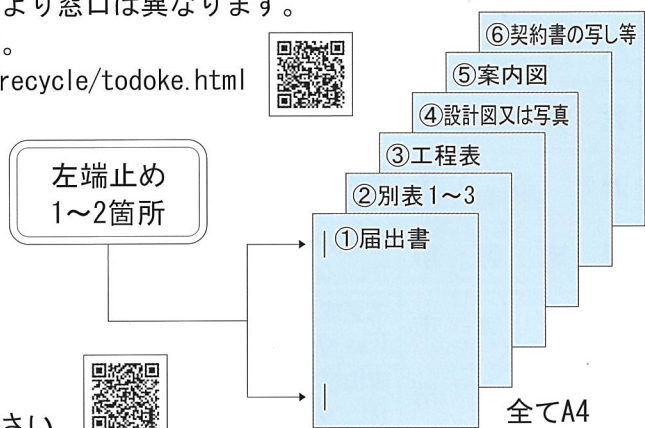
届出書の提出部数は正本1部（提出用：原本）、副本1部（届出者控え用）です。

届出書の作成の仕方

届出書は下記①～⑥を綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。

様式は千葉県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/tetsuzuki//recycleyoushiki.html>



◎ 届出書

① 届出書（様式第一号）

② 分別解体等の計画等（別表1～3）

- ・建築物に係る解体工事の場合……………別表1
- ・建築物に係る新築・増築、修繕工事等の場合……………別表2
- ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合……………別表3

③ 工程表（届出書に記載できない場合）

◎ 添付書類

④ 設計図又は現状を示す明瞭な写真

★設計図の場合：建築物等の性状に応じた必要な図面（立面図等）を添付してください。

サイズはA4とします。A4以外の場合はA4に折りたたんでください。

★写真の場合：全体的な外観写真を1面以上、A4サイズの台紙に貼付してください。

なお、写真はカラーとし、インスタント写真、デジタルカメラ等で撮影した写真（プリントアウトしたものに限る。）でも構いません。

⑤ 案内図 当該対象建設工事を含む地域の地図などに、当該対象建設工事を施工する場所に朱色で着色して明示したもの。サイズはA4。刊行物等から引用する場合は関係法令にご留意ください。

⑥ 契約書の写し等 建設発生木材の処理方法（処理施設の名称及びその所在地等）を明記した契約書の写し等。サイズはA4。

千葉県における分別解体等の届出先一覧表(市町村別)

令和4年3月現在

対象建設工事 施工場所	届出先機関名		
	建築物		工作物(土木工事等)
	※ 建築物	左欄以外の建築物及び建築系工作物	
千葉市	千葉市都市局建築部建築指導課 TEL 043-245-5803		千葉市建設局土木部技術管理課 TEL 043-245-5367
市川市	市川市街づくり部建築指導課 TEL 047-712-6335		
船橋市	船橋市建設局建築部建築指導課 TEL 047-436-2674		
松戸市	松戸市街づくり部建築指導課 TEL 047-366-7368		
柏市	柏市都市部建築指導課 TEL 04-7167-1145		
市原市	市原市都市部建築指導課 TEL 0436-23-9840		
佐倉市	佐倉市都市部建築指導課 TEL 043-484-6169		
八千代市	八千代市都市整備部建築指導課 TEL 047-421-6775		
我孫子市	我孫子市都市部建築住宅課 TEL 04-7185-1541		
浦安市	浦安市都市政策部建築指導課 TEL 047-712-6553		
習志野市	習志野市都市環境部建築指導課 TEL 047-453-9231		
木更津市	木更津市都市整備部建築指導課 TEL 0438-23-8596		
流山市	流山市まちづくり推進部建築住宅課 TEL 04-7150-6088		
成田市	成田市土木部建築住宅課 TEL 0476-20-1564		
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課 TEL 047-445-1466	柏土木事務所 建築宅地課 TEL 04-7167-1371	東葛飾土木事務所 調整課 TEL 047-364-5143
野田市	野田市都市部都市計画課 TEL 04-7125-1111(内2994)		
四街道市	四街道市都市部建築課 TEL 043-421-6144	印旛土木事務所 建築課 TEL 043-483-1141	印旛土木事務所 調整課 TEL 043-483-1166
白井市	白井市都市建設部建築宅地課 TEL 047-492-1111		
印西市	印西市都市建設部建築指導課 TEL 0476-42-5111		
君津市	君津市建設部建築指導課 TEL 0439-56-1142	君津土木事務所 建築宅地課 TEL 0438-25-5137	君津土木事務所 調整課 TEL 0438-25-5134
茂原市	茂原市都市建設部建築課 TEL 0475-20-1588	長生土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-24-4286	長生土木事務所 調整課 TEL 0475-26-3702
富津市	君津土木事務所 建築宅地課 TEL 0438-25-5137		君津土木事務所 調整課 TEL 0438-25-5134
袖ヶ浦市			
八街市			
印旛郡	酒々井町	印旛土木事務所 建築課 TEL 043-483-1141	
	栄町	印旛土木事務所 調整課 TEL 043-483-1166	

対象建設工事 施工場所	届 出 先 機 関 名		
	建 築 物		
	※ 建 築 物	左欄以外の建築物及び建築系工作物	
富 里 市	成田土木事務所 建築宅地課 TEL 0476-26-4854	成田土木事務所 調整課 TEL 0476-26-3631	
山 武 郡 芝 山 町			
香 取 郡	多 古 町	香取土木事務所 建築宅地課 TEL 0478-52-5554	香取土木事務所 調整課 TEL 0478-52-5194
	神 崎 町		
	東 庄 町		
香 取 市	海匠土木事務所 建築宅地課 TEL 0479-72-1172	海匠土木事務所 調整課 TEL 0479-72-1160	
匝 瑳 市			
旭 市			
銚 子 市			銚子土木事務所 調整課 TEL 0479-22-6561
東 金 市	山武土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-54-1133	山武土木事務所 調整課 TEL 0475-54-1134	
大 網 白 里 市			
山 武 市			
山 武 郡			九 十 九 里 町
	横 芝 光 町		
長 生 郡	一 宮 町	長生土木事務所 建築宅地課 TEL 0475-24-4286	長生土木事務所 調整課 TEL 0475-26-3702
	睦 沢 町		
	長 生 村		
	白 子 町		
	長 柄 町		
	長 南 町		
勝 浦 市	夷隅土木事務所 建築宅地課 TEL 0470-62-3315	夷隅土木事務所 調整課 TEL 0470-62-3316	
い す み 市			
夷 隅 郡			御 宿 町
	大 多 喜 町		
鴨 川 市	安房土木事務所 建築宅地課 TEL 0470-22-4340	安房土木事務所 調整課 TEL 0470-22-4344	
館 山 市			
南 房 総 市			
安 房 郡 鋸 南 町			

※建築物…建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物

木造建築物で主に専用住宅の2階以下かつ500㎡以下又は木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下などです。

詳細については、建築物に関する各届出先機関へお問い合わせください。

3

発注者及び元請業者等は解体工事等を実施する際には各法令に基づき手続が必要です

発注者

元請業者等*

① 発注

【発注前の代表的な手続き】

- エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分
＜家電リサイクル法[9]>
- PCB廃棄物（安定器等）の処分
＜PCB特別措置法[3]①>
- 建築物除却届の提出
 建替の場合は、建築確認申請時に工事届を提出
＜建築基準法[15]①>
- 産業廃棄物や一般廃棄物の処分
＜廃棄物処理法[3]①>



② 事前調査等

- 対象建築物等及びその周辺の状況に関する調査
- 作業場所および搬出経路に関する調査
- 残存物品の有無の調査
- 特定建設資材に付着したもの（吹付石綿等）の有無の調査
- 上記調査に基づき、「分別解体等の計画等」を作成 など
＜建設リサイクル法[9]②>
- 石綿の使用の有無の調査
(R5.10～有資格者による事前調査の義務付け)
- 事前調査に関する記録の作成（3年保存）
＜大気汚染防止法[18]の15①③>＜石綿障害予防規則[3]①④>
- 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第一種特定製品）の有無の調査
＜フロン排出抑制法[42]①>

④ 書面の受領・内容確認

- 調査結果の記録を3年間保存
＜石綿障害予防規則[3]⑦>
- 調査結果の書面を3年間保存
＜フロン排出抑制法[42]③>



③ 発注者への説明

- 「分別解体等の計画等」に基づき、発注者に届出事項について書面で説明
＜建設リサイクル法[12]①>
- 事前調査の結果について発注者へ書面で説明（3年保存）
- 一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果を県や市、労働基準監督署へ報告（R4.4～：原則、電子システムによる報告）
＜大気汚染防止法[18]の15①③⑥>＜石綿障害予防規則[4]の2>
- 事前調査の結果について発注者へ書面で説明（3年保存）
＜フロン排出抑制法[42]①>

⑤ 工事請負契約

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆請負契約書に記載する事項 <input type="checkbox"/> 建設業法第19条第1項に定める事項 <input type="checkbox"/> 分別解体等の方法 <input type="checkbox"/> 解体工事に要する費用 <input type="checkbox"/> 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 再資源化等に要する費用
＜建設リサイクル法[13]①> | <ul style="list-style-type: none"> ◆請負契約において発注者が配慮する事項 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 工事費 など
＜大気汚染防止法[18]の16①> |
|--|---|



⑥・⑦へ

⑤ から

発注者

元請業者等※

⑥ 事前届出等

県又は市へ工事の届出（工事着手の7日前まで）
詳細については3ページをご参照ください

<建設リサイクル法[10①]>

県や市へ特定粉じん排出等作業実施届出を提出
（レベル1・2ありの場合、作業開始の14日前まで）

<大気汚染防止法[18の17①]>

≪第一種特定製品があり、発注者自らフロン類を引渡す場合≫

- 充填回収業者へのフロン類の引渡し
- 行程管理制度による各種書面の交付・保存
- フロン類の回収が確認された機器の引渡し

<フロン排出抑制法[41,43①③,45③,45の2①]>

≪第一種特定製品があり、元請業者にフロン類引渡しを委託した場合≫

- 行程管理制度による各種書面の交付・保存
- フロン類の回収が確認された機器の引渡し

<フロン排出抑制法[43②③,45③,45の2①]>

⑦ 工事着工前の措置（事前措置）

適切な技術管理者の配置

工事現場における商号、名称等に関する標識の掲示

<建設リサイクル法[31,33]>

解体等工事の現場に事前調査結果の記録の備付け

事前調査結果の掲示

<大気汚染防止法[18の15⑤]>

≪アスベスト（石綿）含有建材がある場合≫

作業計画の作成 作業実施の掲示

<大気汚染防止法[18の20]・施行規則[16の4]>

工事計画届を労働基準監督署に提出

（レベル1・2ありの場合、工事開始14日前まで）

石綿作業主任者の選任 石綿特別教育の実施

<労働安全衛生法[14,59,88③]><石綿障害予防規則[5]>

⑧ 施工（分別解体等）

分別解体等の実施

<建設リサイクル法[9①]>

≪アスベスト（石綿）含有建材がある場合≫

作業基準の遵守（湿潤化等）

<大気汚染防止法[18の20]><石綿障害予防規則[13]>

≪第一種特定製品があり、発注者からフロン類引渡しを受託した場合≫

- 充填回収業者へのフロン類の引渡し
- 行程管理制度による各種書面の交付・保存
- フロン類の回収が確認された機器の引渡し

<フロン排出抑制法[41,43②④⑤⑥⑦,45⑤,45の2①]>

⑨ 副産物の再資源化・適正処理

特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

<建設リサイクル法[16]>

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付

委託契約の締結

<廃棄物処理法[12の3]><廃棄物処理法施行令[6の2④]>

【「分別解体等の計画等」の作成】

- ・対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
- ・工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体の方法
- ・対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- ・その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置等



⑩ 完了報告の受領・確認

⑩ 実績記録の作成・報告・保管

元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

元請業者による再資源化の完了に関する記録の作成

<建設リサイクル法[18①]>

発注者への作業の完了に関する書面による報告（3年保存）

作業記録の作成（3年保存）

<大気汚染防止法[18の23①]>

《注釈》

※ 石綿障害予防規則、労働安全衛生法においては施工業者（元請事業者）

注1 法令記載例

〇〇法[18の17①] ⇒ 〇〇法第18条の17第1項

注2 背景色

（建設リサイクル法）

（大気汚染防止法、石綿障害予防規則等）

（廃棄物処理法、フロン排出抑制法）

（その他の関係法令）

建設工事によっては本フローに記載されていない手続きが必要になる場合があります。

4

建築物等の解体工事の実施には建設業許可又は解体工事業登録が必要です

次の建設業許可をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・解体工事業

YES

今お持ちの許可で解体工事を実施できます。(登録は不要です)

NO

500万円以上の工事を請け負いますか？

YES

建設業許可が必要です。

NO

登録が必要です。

登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ① 不適合要件に該当しないこと(2年以内に登録を取り消された者でない等)
- ② 技術管理者を選任していること

● 技術管理者は、下記1の実務経験又は2の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数		[参考] 建設業 許 可
	実務経験年数	解体工事業登録 注2) 国土交通大臣 指定講習受講者	
一定の学科注1)を履修した大学・高専卒業業者	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業業者	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理(「土木」)
	一級建築施工管理
技術士法による第二次試験	二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者注3)

注1)一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2)講習については、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3)解体工事施工技士試験は、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

※解体工事業の登録に関する問い合わせは、千葉県県土整備部技術管理課(TEL 043-223-3440)までお願いします。

罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
	2 対象建設工事の変更の届出	20万		
	3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号	
第4章 再資源化等の実施	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
	18	1 発注者への報告の記録	10万	53条1号
第5章 解体工事業	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
	2 登録更新	懲役1年・50万		
	25	1 変更の届出	30万	50条2号
	27	1 廃業等の届出	10万	53条2号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29	1 登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35	1 事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37	1 報告の徴収	20万	51条4号
第6章 雑則	42	1 立入検査	20万	51条5号
	43	1 立入検査	20万	51条6号

は過料

①このパンフレットに関しては、千葉県 県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班までお問い合わせください。

Tel: 043-223-3440 Fax: 043-227-1075

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/index.html>

②建設リサイクル法の条文等については、国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030303text.htm

③労働安全衛生法・石綿障害予防規則については、労働基準監督署までお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijun/topics74/topics74_01.html

④大気汚染防止法については、千葉県 環境生活部 大気保全課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/tetsuzuki/taibouhou/tebiki.html>

⑤フロン排出抑制法については、千葉県 環境生活部 廃棄物指導課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/freon/>

編集・発行：千葉県

※このパンフレットは建設副産物リサイクル広報推進会議で作成されたパンフレットを参考に編集しました。

